

周南市監査委員 山下敏彦

周南市監査委員 田村勇一

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果に関する報告は、平成27年6月19日に決定し、同日議長及び市長等に提出しましたが、平成27年6月29日に議会報告を済まされたことから、今回の公表となりました。）

1 監査の対象

都市整備部

都市計画課、建築指導課、公園花とみどり課、区画整理課

2 監査の範囲

平成26年4月から平成27年2月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査に当たった監査委員

山下敏彦

中津井求

4 監査の実施期間

平成27年4月15日から平成27年6月19日まで

5 監査の方法

監査に当たっては、財務事務監査を中心に、行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。また、備品の管理状況に

ついて、一部を抽出する方法で実査を行った。

6 監査の結果

次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

建築指導課

(1) 共通的事項

ア 旅費について、算定に誤りのあるものがあつた。

(2) 支出事務

ア 委託料及び会議出席者負担金について、地方自治法に定められた手続きが行われていないものがあつた。

(3) 財産管理事務

ア 備品について、備品管理システムに未登載のものがあつた。

公園花とみどり課

(1) 収入事務

ア 都市公園施設使用料について、算定に誤りのあるものがあつた。

(2) 財産管理事務

ア 備品について、備品管理システムに未登載のものがあつた。

区画整理課

(1) 共通的事項

ア 旅費について、算定に誤りのあるものがあつた。

(2) 財産管理事務

ア 備品について、備品管理システムに未登載のものがあつた。